

第 177 回国会における党首討論

企画調整室 かわて まさみ
河手 雅己

1. はじめに

平成 22 年 7 月 11 日に執行された第 22 回参議院議員通常選挙は、平成 21 年の総選挙による政権交代後、初の本格的な国政選挙であった。この結果、自由民主党が改選議席において第 1 党となる一方、民主党及び国民新党は議席を減らしたことから、参議院では非改選と合わせた与党会派は過半数を割り込み、菅内閣は困難な国会運営を迫られることになった。

選挙後の第 175 回臨時国会（平成 22 年 7 月 30 日～8 月 6 日）及び第 176 回臨時国会（平成 22 年 10 月 1 日～12 月 3 日）においては、国家基本政策委員会合同審査会（以下「党首討論」という。）は一度も開会されず、菅内閣による初の党首討論は、平成 23 年 1 月 24 日に開会した第 177 回通常国会に持ち越された。

第 177 回国会では、8 月 30 日、菅内閣が総辞職するとともに、衆参両院の本会議で内閣総理大臣の指名が行われた。投票の結果、野田佳彦民主党代表が第 95 代 62 人目の内閣総理大臣に指名された。

本稿では、第 177 回国会において、菅直人総理（当時）と谷垣禎一自由民主党総裁、山口那津男公明党代表との間で開会された計 3 回の党首討論の概要を紹介する。

2. 討議の概要

（1）平成 23 年 2 月 9 日の討議¹

この日は、菅内閣発足以降初の党首討論となり、国民の大きな注目を集めた。平成 23 年 6 月にまとめることとされていた「税と社会保障の一体改革」が議論の大部分を占めたが、与野党協議で成案をまとめるのが先か、解散・総選挙で国民の信を問うのが先か、討議は入口部分で対立した。

ア 税と社会保障の一体改革

まず、菅総理は 4 月に社会保障のあるべき姿、6 月に一体改革の具体案を提示し、衆議院の任期の折り返し点までにはマニフェストの見直しを行うというスケジュールを示した。そして、一刻も早く成案を作って実行に移すため、案を出したときには与野党協議に乗ってほしいと繰り返し呼びかけた。これに対し、谷垣総裁は、マニフェストをめぐる問題の処理を後回しにするのは順序が違うとの基本認識を示した上で、消費税を含む税制抜本改革の実施時期を尋ねた。菅総理は、23 年度末までに法的な対応をしなければならないと応じた上で、「実施する段階に至った場合にはそれよりも前に必ず国民の皆さんに判断を仰ぐ」と述べた。

イ 民主党のマニフェスト

討議は、消費税率の引上げとマニフェストとの齟齬に及んだ。まず、谷垣総裁は、民

主党のマニフェストの基本構造が消費税率の引上げを行う前提に立っていないことを指摘した上で、マニフェスト違反の片棒を担ぐことはできないこと、そして消費税率を引き上げる新しいマニフェストを作って国民の声を聞くことが必要である旨を述べた。これに対し、菅総理は、衆議院を解散することは長年積み残してきた課題の先送りになると述べ、消費税を含む税制の抜本改革に関する協議を超党派で開始することは参議院選挙のマニフェストに記載しており、国民に対する約束違反には当たらないと反論した。

また、山口代表は、一体改革に関して与野党協議を提案しながら、与党民主党がマニフェストに沿った具体的な案を出していないことをただした。そして、マニフェストの不履行は国民との契約違反に当たるが、菅総理はその責任をどう取るのかと迫った。これに対し、菅総理は、マニフェストは4年間の間に実現するというのが基本的な構造であり、任期が終わるまでの4年間の実績の中で判断するべきであると応じ、議論はかみ合わなかった。

ウ 政治と金

谷垣総裁、山口代表はいずれも、野党6党の求める小沢元民主党代表の証人喚問実現に向け、菅総理がリーダーシップを発揮するよう求めた。これに対し、菅総理は、小沢元代表が国会の場で説明されるべきとの認識は持っているが、その扱いは国会の中で議論して決めることであると述べるにとどまった。

(2) 平成23年2月23日の討議²

ア 予算関連法案の年度内成立

まず、谷垣総裁は、予算及び同関連法案の年度内成立に向けた菅総理の覚悟を問うた。これに対し、菅総理は、予算の成立と執行が国民生活にとって最も重要であるとして年度内成立への協力を求める一方、「歴史に対して責任が持てる行動を取ってもらいたい」と主張した。山口代表は、このような菅総理の議論の姿勢を「居丈高」として批判し、予算や大事な議案を成立させるのは政府の責任であると述べた。

谷垣総裁は、平成23年度予算案は基本的な理念等が間違っているとした上で、小手先の修正や国会戦術で通すのは、「百害あって一利なし」として菅総理の協力の呼び掛けを拒否した。その上で、選挙が終わったら与野党を超えて衆知を集めることができるとして、解散・総選挙が協力の前提であるという立場を繰り返した。また、谷垣総裁が予算の組替え案を近く提出する方針を表明したことに対して、菅総理は平成10年の「金融国会」時における自民党の対応を引き合いに出し、「丸のみできるような案を是非出していただきたい」と応じた。

イ 政府・与党の外交姿勢

谷垣総裁は、ロシアのメドベージェフ大統領が北方領土を訪問し、実効支配を誇示した背景に、菅内閣の外交に対するガバナビリティの欠如に加え、鳩山政権以来の日米安保体制の揺らぎがあると指摘した。これに対し、菅総理は「現在の日米関係は極めて安定した状況にある」と述べ、両者の認識の差が明らかとなった。

また、山口代表は、鳩山前総理が抑止力という言葉で「方便」として使ったと報じら

れたことや、菅総理自身が過去に「アメリカの海兵隊は沖縄にいなくても極東の安全は維持できる」と発言したことについて言及し、抑止力に対する菅総理の認識をただした。これに対し、菅総理は、在日米軍は日本及びアジア太平洋地域の平和と安定に大変重要な役割を果たしているとの認識を示した。山口代表は最後に、民主党政権が外交や安全保障の姿勢についてしっかりした海図を持っていないことは、既に国民のコンセンサスになっていると結んだ。

(3) 平成 23 年 6 月 1 日の討議³

第 3 回目の党首討論は、3 月 11 日に発生した東日本大震災後初めての討議となったが、谷垣総裁、山口代表が相次いで菅総理に辞任を迫る、緊迫した展開となった⁴。

ア 菅総理の出处進退

谷垣総裁は、冒頭から「おやめになったらいかがですか」と切り出し、菅内閣発足以降の民主党の選挙での敗北や、米軍普天間飛行場移設問題の停滞などを挙げ、各方面の信頼を失った菅総理の下では、震災からの復旧復興は不可能だと断じた。これに対し、菅総理は、国民が一番強く求めていることは、国会が一丸となって復旧復興に当たり、原子力事故の収束を図ることであると反論した。

イ 原発問題への対応

菅総理は、浜岡原子力発電所の停止要請は、決して原子力を否定するものではないと述べた上で、逆に谷垣総裁に対し、従来どおりの原子力行政を続けることの当否についてただした。谷垣総裁は、これまでの原発政策はエネルギー小国の日本から見れば「必然の選択」であったが、今後はどこに問題点があったのか徹底的に検証して進めていく必要があると述べた。

また、谷垣総裁は、菅総理が行った浜岡原子力発電所の停止要請に法的権限がなかったことを批判した上で、菅総理の原発対応の不手際の背景には「政治主導の履き違え」があり、法体系の無視や権限と責任の不明確化が多すぎると苦言を呈した。

ウ 震災対応の遅れ

谷垣総裁は、震災から 80 日が経過したにもかかわらず、会議の乱立ばかりで、仮設住宅や二重ローン対策、瓦れき処理など実際の対策が進んでいないと指摘した。そして、一次補正では不十分であるとし、二次補正を早く出すよう財務省にも指示をしたのかについて、総理にただした。これに対し、菅総理は、二次補正は大規模になることが予想されるので、使途と同時に財源の調達や償還も極めて重要であると述べ、与野党協議の対象とすることを提案した。谷垣総裁は、与党を十分掌握できていない菅総理の下では、復興への取組は進まないと強調し、菅総理が退陣すれば、党派を超えて新しい体制をつくる工夫は幾らでもできると主張した。

山口代表も、震災担当大臣の任命や復興構想会議の答申の遅れなどを引き合いに出し、菅内閣の震災対応の鈍さを強調した。これに対し、菅総理は、専任の大臣を置くことは現行の内閣法の下では難しいため、内閣法の改正を提案していると説明した上で、その成立に向けた協力を要請した。

山口代表は原発に係る損害の賠償について、国の責任で迅速に行う制度をつくるべきであると訴えた。これに対し、菅総理は、仮払いについては国が責任を持ち、必要な費用は二次補正を含めて対応すると答弁したが、山口代表は「力を結集してスピード感を増すためには、あなたに総理をおやめいただくしかない」と締めくくった。

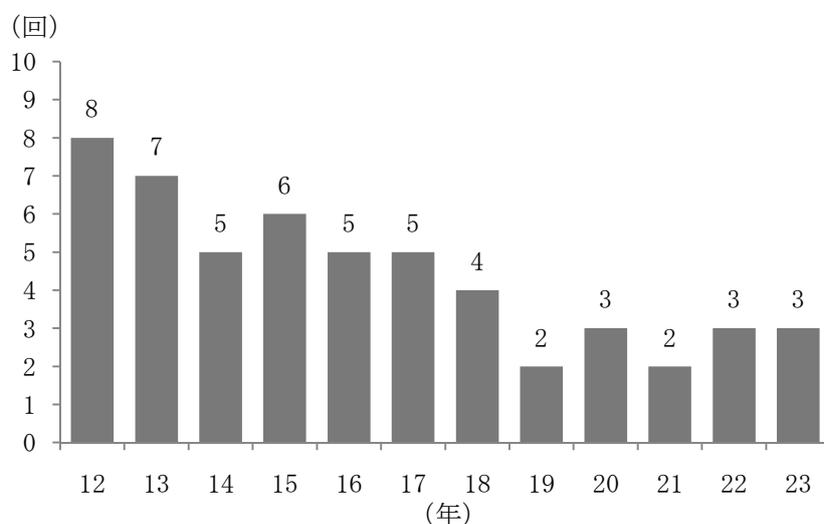
3. 今後の課題

党首討論は、国会改革の一環として平成 11 年 7 月に成立した「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（国会審議活性化法）」に基づき、衆参両院に設置された国家基本政策委員会の合同審査会として平成 12 年 2 月以降実施されている。

党首討論の運営については、従来から「開かれる回数が少ない」「時間が短い」などの指摘が少なくない。菅内閣は、その発足から初の党首討論開会まで約 8 か月を要したが、これは任期途中で制度が導入された小渕内閣を除くと、歴代内閣では最長である。

党首討論は、制度導入から既に 10 年以上が経過し、開会回数は累計で 50 回を超えたが、その回数は漸減傾向にあるとの見方もできよう（図表）。今後とも、審議の活性化に向けた一層の取組が期待される。

図表 党首討論開会回数の推移



(注) 平成23年は、第177回国会会期末までの開会回数
(出所) 筆者作成

¹ 第 177 回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第 1 号（平 23. 2. 9）

² 第 177 回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第 2 号（平 23. 2. 23）

³ 第 177 回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第 3 号（平 23. 6. 1）

⁴ 平成 23 年 6 月 1 日の党首討論終了後、自民党、公明党、たちあがれ日本の 3 党は、衆議院に菅内閣不信任決議案を提出した。同決議案は、翌 2 日の衆議院本会議で否決された。